

交通拠点等の駐車場用地を活用したカーシェアリング導入実証事業
に係るプロポーザル参加事業者募集要項

令和5年9月

一般社団法人淡路島観光協会

交通拠点等の駐車場用地を活用したカーシェアリング導入実証事業に係る プロポーザル参加事業者募集要項

1 目的

一般社団法人淡路島観光協会は、「淡路島総合観光戦略」に基づき、「快適に過ごせる観光地」を目指し、円滑な移動や快適な滞在の実現に向けて、2025年大阪・関西万博を契機として首都圏などの遠方から、マイカー以外で来訪される方の移動交通手段としての有用性を検証するため、「交通拠点等の駐車場用地を活用したカーシェアリング導入実証事業」を実施する。

そこで、この要項は、本協会とともに、上記の事業を推進するパートナーとなる自動車レンタル事業者を総合的に選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 業務内容

別添「交通拠点等の駐車場用地を活用したカーシェアリング導入実証事業仕様書」のとおりとする。

(2) 実施期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(3) 実施場所及び駐車区画

ア 兵庫県淡路市志筑地先

津名港ターミナル駐車場（3区画）

イ 兵庫県淡路市浦666番地1

東浦バスターミナル駐車場（3区画）

※実施場所については、兵庫県淡路市が管理する駐車場であるが、事業者選定後、本協会が淡路市から借受けする予定である。

(4) 事業実施費用

車両導入のほか、カーシェアリング実施に係る全ての費用は、事業者の負担とし、本協会は、負担しないものとする。

ただし、カーシェアリングの利用者から利用料を徴収し、本事業の実施に要する費用に充てることは可とする。

また、本事業で使用する車両の駐車料金は、無料とする（※ただし、無料駐車券の受け渡し方法など詳細については、淡路市の担当部署と協議が必要。）。

3 事業者の公募

本事業は、公募型プロポーザル方式により実施する。

4 公募スケジュール（予定）

(1) 令和5年 9月29日（金）公募開始及び質問受付開始

(2) 令和5年10月 6日（金）質問受付期限

(3) 令和5年10月11日（水）質問への回答

- (4) 令和5年10月27日(金) 提出書類の提出期限
- (5) 令和5年11月上旬 プレゼンテーション審査(予定)
- (6) 令和5年11月上旬 審査結果通知(予定)

4 応募者の資格要件

本事業への応募者は、次に掲げる各号の全てを満たす者とする。

- (1) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限の基準(地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に基づく)による資格制限を受けていない団体等であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続き開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者。
- (4) 民事再生法(平成11年法第225号)の再生手続き開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画許可決定がなされていない者。
- (5) 日本国内において道路運送車両法第80条の許可を受け、カーシェアリング事業の実施実績(自社又は受託)を有する者。
- (6) 24時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有する者。
- (7) 24時間緊急対応可能な安全管理体制が確保できる者。

5 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本協会が判断した場合は失格とする。ただし、本協会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと本協会が判断した場合

6 応募手続き等

- (1) 本要項及び仕様書、提出書類の交付
淡路島観光協会ホームページからダウンロードすること。
- (2) 公募説明会
公募説明会は実施しない。
- (3) 質問の受付・回答
 - ア 質問受付
質問は質問書(様式4)を電子メールで提出すること。必ず本協会の受信を電話で確認すること。なお、電話による質疑は一切受付しない。
 - イ 質問受付期限
令和5年10月 6日(金) 17時まで(必着)

ウ 質問受付先

一般社団法人淡路島観光協会

Eメール：m-chishiro@awaji-kankou.or.jp 又は、
y-fujinaga@awaji-kankou.or.jp

エ 回答方法

質問への回答は、令和5年10月11日（水）に、本協会のホームページに掲載する。

オ その他

質問受付期限後の質問については、一切回答しない。

(4) 応募方法

ア 提出書類

① 応募申請書（様式1）

※以下の書類を添付すること。

- a. 定款
- b. 履歴事項全部証明書
- c. レンタカー事業者証明書の写し
- d. 「自家用自動車貸渡しに関する届出書」に運輸支局の受領印（受付印）が押されたものの写し
- e. カーシェアリング事業の実施実績（自社又は受託）に関する書類（様式自由）

② 応募者の概要書（様式2）

※会社の事業内容がわかるパンフレットを添付すること。

③ 誓約書（様式3）

④ 本事業の企画提案書（様式5）

※企画提案書はA4サイズ版（縦置き、横置きどちらでも可）とし、合計20枚以内とする。

※本要項及び仕様書にて本協会が求めている要件について対応できることに言及した上で、以下のことについて記載すること。

a. 業務遂行能力・実施体制について

過去に本業務と同種又は類似の業務の実施状況、本事業の効果的・効率的な実施体制、本事業の目的・計画の実現性・妥当性について記載すること。

b. 利用者が利用しやすい車両の調達等について

車両の仕様、メンテナンス内容、保険の補償内容等について、詳細に記載すること。

c. カーシェアリングサービスの利便性について

どのようなシステム・手法を用いてカーシェアリングを実施するのか、また、カーシェア利用者がどのような手続き・手順で車両を利用できるのかを説明した上で、提案するサービス独自の利点についてPRすること。さらに、サービスの利用者から徴収する利用料及びその徴収

方法を明記すること。

d. 事業実施の安全性・安定性について

車両の保守点検及び、不具合発生時のカーシェアリング利用者に対する24時間緊急対応可能な安全管理体制・カスタマーサポート等について記載すること。

e. その他本事業の普及啓発に関する効果的な手法及び、使用促進のための広報の提案について

f. 本協会及び淡路市にとって有益な提案について（例：観光振興、地域活性化、交通利便性向上など）

イ 提出部数

①及び②③については各1部を、④については8部を提出すること。

ウ 提出書類受付期間

令和5年9月29日（金）から10月27日（金）17時まで（土日祝を除く）

エ 提出方法

持参又は郵送による。

なお、上記イの受付期間内に必着することとし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものとする。

また、応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加申込書の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

オ 提出先

〒656-0027 洲本市港 2-26 洲本市健康福祉館 1階
一般社団法人淡路島観光協会

カ その他

受領後の提出書類等の加除は、原則不可とする。ただし、本協会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

7 受託者の選定方法等

(1) 審査方法

受託事業者の選定は、提案内容に係るプレゼンテーション審査を実施し、当協会が設置する選定委員会（委員6名）において、別表1の審査基準に基づいて審査する。選考の結果、審査点の合計が最も高い最優秀事業者を優先交渉権者として随意契約を行う。

なお、審査点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。

また、応募者が1者のみであった場合でも審査を行い、審査基準を満たす場合は、優先交渉権者とする。

ただし、総合点が、配点の合計点（100点）に選定委員の人数を乗じた点数の6割に満たない場合は、優先交渉権者とはしない。

(2) プレゼンテーション審査

ア 実施予定日等

① 実施予定日 令和5年11月上旬

② その他

プレゼンテーションの詳細な日時及び場所については、本協会から応募者あてに電子メールで連絡する。

イ プレゼンテーションの内容

① プレゼンテーションの説明者は、補助者も含め3名以内とする。また、プレゼンテーション時における回答についても評価の対象とし、後日の訂正は認めないものとする。

② プレゼンテーションは1者ずつ実施し、プレゼンテーションに引き続き、質疑応答を実施する。

③ 説明時間は20分以内とする。

また、説明内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、追加資料は認めない。

④ 質疑応答は、10分程度とする。質疑応答については、当日の受け答えのみとし、後日の回答は認めない。

⑤ プレゼンテーションに必要なパソコン、プロジェクター等については、応募者で用意すること。

ウ 審査結果の通知

審査結果については、全ての応募者に書面にて個別に通知する。ただし、得点の内訳等審査内容については開示せず、選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

8 契約方法等

(1) 最優秀事業者と提案内容に沿って契約の協議・調整を行った上で、当協会と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 別添の仕様書については、最優秀事業者の企画提案内容によっては、当協会と提案者との協議結果に基づき、委託業務内容の追加、又は修正を行う場合がある。

(3) 最優秀事業者が正当な理由もなく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を最優秀事業者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結することとする。

(4) 契約締結後に、契約者が応募資格を満たしていないことが判明したとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実ではないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど受託者としてふさわしくないと認められるときは、契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

9 その他

(1) プロポーザルの応募に関する経費は、全て応募者の負担とする。

- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提出書類の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (5) 提案内容の企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (6) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (7) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。この場合、次順位の者と契約を締結する。

【提出先、お問合せ先】

〒656-0027 洲本市港 2-26 洲本市健康福祉館 1 階

一般社団法人淡路島観光協会 担当：地白、藤永

TEL：0799-22-0742 FAX：0799-24-4470

Eメール：m-chishiro@awaji-kankou.or.jp、y-fujinaga@awaji-kankou.or.jp

(別表1)

審査基準について

選定委員が、次の基準に従って企画提案書等について評価し、評価した点を合計したものを審査点（100点満点）とする。最終的に各選定委員の審査点を合計して総合点（以下「総合点」という。）を算出し、最高得点を得た者から順位を付けるものとする。ただし、順位決定を行う際、同位の企画提案書が複数ある場合は、選定委員の多数決により順位を決定する。

なお、総合点が、配点の合計点（100点）に選定委員の人数を乗じた点数の6割に満たない場合は、選定しない。

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力・実施体制	過去に本業務と同種又は類似の業務の実施状況は。	10
	本事業を効果的・効率的に実施するための体制が整えられているか。	10
	本事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があるかどうか。	10
事業利用者の利便性	利用者が利用しやすい車両の調達等（車両の仕様、保険の補償内容等）ができる計画となっているか。	10
	カーシェアリング利用者が利用しやすい手続きシステム等となっているか。	10
	カーシェアリング利用者から徴収する利用料及び徴収方法は適正化か。	10
事業実施の安全性・信頼性	保守点検等、車両を適切に管理できる提案内容となっているか。	10
	不具合発生時、利用者に対する24時間緊急対応可能な安全体制等が整っているか。	10
その他	本事業の普及啓発に関する効果的な手法及び利用促進のための広報は十分かどうか。	10
	本協会及び淡路市にとって有益な提案（例：観光振興、地域活性化、交通利便性向上など）があるかどうか。	10
合計		100